

公告 5 第 17 号  
令和 6 年 2 月 15 日

がん研究会健康保険組合  
理事長 河本 上総



## 令和6年度における任意継続被保険者の標準報酬月額(上限)について

健康保険法第47条の規定による、任意継続被保険者の令和6年度の標準報酬月額  
額は、下記の通りであることを公告します。

### 記

- ① 令和5年9月30日現在におけるの全被保険者の標準報酬月額の平均額  
487,752 円
- ② 上記月額を基礎とした標準報酬月額  
500,000 円

### 適用期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

※この結果、任意継続被保険者の令和6年度標準報酬月額は、  
資格喪失時の標準報酬月額か、②の上限額のいずれか低い方によります。  
上限は年度ごとに見直されます。

以上